

EC加盟国会社法の調整

田 平 紀 男

Coordination of Company Laws in Member States of the European Communities

Norio TABIRA*

Abstract

Article 54 (3) (g) of the Treaty establishing the European Economic Community provides for coordination of company laws in member states of the European Communities. In order to show legal bases and the present situation of the coordination, the author surveys provisions of the Treaty and EC Council Directives relating to the coordination.

I はじめに

西ドイツでは、1985年12月19日、貸借対照表指令法(Bilanzrichtlinien-Gesetz—BiRi-LiG)が公布され、1986年1月1日、施行された。この法律の正式の名称は、「会社法の調整のためのEC理事会第4号指令、第7号指令および第8号指令の実施のための法律」(Gesetz zur Durchführung der Vierten, Siebten und Achten Richtlinie des Rates der Europäischen Gemeinschaften zur Koordinierung des Gesellschaftsrechts)である。EC理事会第4号指令は、1978年7月25日に採択されたものであり、年度決算書および会社状況報告書の構成・内容ならびに財産の評価方法に関する国内法規定の調整を目的とする¹⁾。EC理事会第7号指令は、1983年6月13日に採択されたものであり、資本会社の連結決算ないしコンツェルン計算書に関する国内法規定の調整を目的とする²⁾。EC理事会第8号指令は、1984年4月10日に採択されたものであり³⁾、会社が法定の会計監査を委嘱しうる者の資格要件に関する国内法規定の調整を目的とする⁴⁾。

上述した国内法規定(加盟国会社法)の調整は、ヨーロッパ経済共同体(EEC)の活動である。EECの活動などについては、ヨーロッパ経済共同体を設立する条約(EEC条約)が規定する。EEC条約2条によると、「共同体の目的は、共同市場の設立および構成国の経済政策の漸進的接近により共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準の一層すみやかな向上および構成国間の関係の緊密化を促進することである⁵⁾。」EECは、このEEC条約2条に掲げる目的のため、いろいろな活動を行うが(同3

* 鹿児島大学水産学部水産法学研究室(Laboratory of Fisheries Law, Faculty of Fisheries, Kagoshima University, 50-20 Shimoarata 4, Kagoshima, 890 Japan)

条), それらの活動の一つとして, 「共同市場の適切な機能化のため必要な限度における加盟国国内法規定の調整 (Angleichung)」がある (同3条(h)号)。加盟国国内法規定調整のための一般規定として, EEC条約100条があり, その特別規定として, 加盟国会社法調整に関する同54条3項(g)号がある⁶⁾。

EEC条約100条は, 「理事会は, 委員会の提案に基づき, 全会一致で, 共同市場の設立または機能化に直接影響を及ぼす加盟国の法令および行政規則を調整 (Angleichung) するための指令を発する。総会 (ヨーロッパ議会) および経済社会評議会は, この指令の実施が—または二以上の加盟国の法律の改正を伴う場合には, その指令について意見を聴取される」と規定する。そして, EEC条約54条3項(g)号は, 「58条2項所定の会社に対して, 社員および第三者の利益のために加盟国において定められている保護規定について, これを同価値 (gleichwertig) なものとするために必要な限度において, 調整する (koordinieren) こと」を理事会および委員会が行うべきこととしている。この調整を行うため, 理事会は, 委員会の提案に基づき, 経済社会評議会および総会の意見を聴取した後, 指令を発するが, この指令は, 1961年末日 (共同市場への移行期間の第1段階の終わり)⁷⁾までは全会一致の決議により, その後は特別多数決により発せられる (EEC条約54条2項)。この指令の具体例が, 前述した第4号, 第7号, 第8号の指令である⁸⁾。上述したEEC条約58条2項所定の会社とは, 「協同組合を含む, 民法上, 商法上の会社 (die Gesellschaften) および公法上, 私法上のその他の法人をいい, 非営利法人を除く」(同58条2項)。この会社概念は, 日本語の会社概念よりも広いこと, 特に協同組合を含んでいることに注目したい。

本稿は, EC加盟国会社法調整の法的基礎と現状を明らかにするために, 関連するEEC条約の規定とEC理事会指令を概観しようとするものである。

II EC加盟国会社法調整の法的基礎

EC加盟国会社法調整の根拠規定は, すでに見たEEC条約54条3項(g)号である。本章では, この根拠規定を中心として, 調整の対象, 内容および手続, などについて概観する⁹⁾。

(1) 調整の対象

調整の対象は, EEC条約「58条2項所定の会社に対して, 社員および第三者の利益のために加盟国において定められている保護規定」である。伝統的な意味における会社法 (商法の会社に関する規定, 株式法など) は, 社員および債権者を保護することを主たる目的とする体系的な法であるので, 原則として, すべての伝統的な意味における会社法規定が, 上述の保護規定として調整の対象となる¹⁰⁾, といわれている。他方, 調整の対象は, 伝統的な意味における会社法の範囲を超え, 協同組合法も含まれる¹¹⁾。

上述のような保護規定のすべてが調整されるわけではない¹²⁾。会社法の調整は, それ自体が自己目的ではない。共同市場の設立または機能化に直接影響を及ぼす加盟国の法令などが調整されるのであり (EEC条約100条), このような意味での保護規定を同価値なものとするために必要な限度において, 加盟国会社法が調整されるのである (EEC条約54条3項(g)号)。

(2) 調整の内容

「法規定の調整とは、各国の国内法規定を統一し、単一化することではなく、近似化、同質化することであるにすぎない¹³⁾。」特に、会社法の調整は、保護規定を同一にするのではなく、同価値なものとするのが目的である¹⁴⁾ (EEC条約54条3項(g)号)。「各国法の状況を十分検討したうえで、共同市場の機能化・共同体設立の目的を達成するために必要な保護規定の水準を明らかにし、各国法をこの水準に到達させること」が、会社法調整の目的である¹⁵⁾。「この水準を超える規定を有する国が、国内法規定の保護水準を引き下げる必要はない。この意味で、会社法の調整は、保護規定の最低基準を確定することが目的であるということが出来る¹⁶⁾。」「共同体の目的・機能が要求する場合、国内法規定の統一が調整の一形態として認められる場合もある¹⁷⁾。」

「保護規定を同価値のものに調整するとは、社員および第三者を保護するための規制方式ないし規制類型を統一することを、本来的には要求しない。社員および第三者を保護するための複数の規制方式ないし規制類型の併存を認めたとうえで、そのそれぞれの保護水準を同価値のものとするのが調整なのである¹⁸⁾。」

会社法規定の調整は、EC理事会が指令というEC法を制定することによりなされる¹⁹⁾。指令は、加盟国を名宛人とするが、直接に加盟国の国内法として効力を有するものではないので、加盟国は、指令を国内法化するために所要の立法措置をとらなければならない²⁰⁾。この立法に際して、加盟国は、指令の達成すべき目的に拘束されるが、形式および方法の選択は、加盟国に任せられる (EEC条約189条)。指令の達成すべき目的とは、指令の各規定により明らかにされる社員・第三者の保護水準を確保することであり、形式・方法は、指令の目的を達成するために加盟国が採用する法的措置、すなわち、指令の内容を国内法秩序に組み入れる形式・方法を意味する²¹⁾。EEC条約は、会社法の統一について規定を設けず、加盟国の立法機関の権限を尊重し、ゆるやかな会社法調整を規定した²²⁾。

(3) 調整手続

会社法調整手続は、EC内の手続と加盟国内の手続に二大別される²³⁾。

EC内の会社法調整手続は、EC委員会の提案に基づいて開始される。EC委員会が理事会に会社法調整のための指令案を提出すると、理事会は、ヨーロッパ議会 (総会) および経済社会評議会の意見を聴取するため、EC委員会提案をこれらの機関に送付する²⁴⁾。EEC条約100条による調整の場合、「法律規定の改正が問題となるときにかぎり、これらの諮問機関の意見を聴取すればよいが、会社法調整の場合、行政命令の改正にとどまる場合であっても両機関に意見表明を求めなければならない²⁵⁾。」「ヨーロッパ議会は、『議会』と称されるがヨーロッパ共同体の立法機関ではなく、ヨーロッパ共同体の諮問ならびに監督機関であるにすぎない²⁶⁾」 (EEC条約137条参照)。経済社会評議会は、諮問機関であり、経済生活および社会生活の各部門 (生産者、農民、など) の代表者により構成されている (EEC条約193条)。

理事会は、ECの中心的な意思決定機関である。EEC条約によれば、理事会は、「同条約の規定に従って」決定権を行使する (同条約145条)。理事会の意思決定権限は、特に立法、予算および国際協定の分野に定められているが、立法は、規則、指令、決定の形で行われる²⁷⁾。

理事会が会社法調整のための指令案を採択することにより、EC内の会社法調整手続は終了し、理事会の議長は、加盟国に対して指令を通告する²⁸⁾。

加盟国は、指令の目的を達成するため調整の必要がある場合、自国会社法の該当規定について所要の改正手続をとり、指令の内容を国内法化する²⁹⁾。

(4) 指令の拘束力

「会社法の調整は、社員・第三者保護規定について、共同体の目的を達成するために該当規定を同価値とする必要がある場合にかぎり」、指令の制定という手続によりなされる³⁰⁾。

「ECの機関が加盟国に対して会社法の調整を命じても」、上述の要件を満足しないかぎり、拘束力はない³¹⁾。理事会が違法な指令を制定する場合、加盟国はヨーロッパ裁判所に対して、指令の効力について審査を求めることができる (EEC条約173条・174条参照)³²⁾。

ディレクティブ (指令) の「国内法化手続終了後も加盟国はディレクティブの目的に拘束される。経済の発展に伴い会社法の改正が新たに必要となる場合であっても、ディレクティブが存在する場合、なお、ディレクティブの目的に拘束され、加盟国は自由に法改正を行うことができない³³⁾。」「ディレクティブは、一般に、保護の最低基準を設定するものであると解されているが、ディレクティブの目的を超えて保護措置を改善することが許されると、当然にはいうことができない³⁴⁾。』

「ディレクティブには、加盟国がディレクティブの目的に応じて国内法上所要の措置をとるための期限が設定される。この期間が経過した後も加盟国が所要の措置をとらない場合、ないし、事後に、ディレクティブの目的に合致しない措置をとる場合」、EEC条約上の義務違反を生ずる³⁵⁾。EEC条約上の義務違反の場合、EC委員会は、当該事項について理由を付した意見を発表し、当該加盟国が委員会の定める期間内にこの意見に従わないときは、委員会は、当該事件を裁判所に付託することができる (EEC条約169条)。また、各加盟国も、当該事件を裁判所に付託することができるが、違反国に対して訴訟を提起する前に、当該事件を委員会に付託しなければならない (EEC条約170条)。

「会社法調整作業はディレクティブの国内法化をもって終わるのではない。ディレクティブにもとづき改正された国内法規定が統一的に解釈・運用されなければならない。ディレクティブの統一的解釈権限はヨーロッパ裁判所が有する³⁶⁾。』

Ⅲ EC加盟国会社法調整の現状

本章では、各EC理事会指令ごとに、指令と加盟国国内法化の状況を見ることによって、EC加盟国会社法調整の現状を概観する。

(1) 第1号指令

EC理事会第1号指令は、通常、開示指令 (Publizitätsrichtlinie) と呼ばれており、1968年3月9日に採択された³⁷⁾。第1号指令は、資本金会社 (株式会社、株式合資会社、有限会社) を適用対象とし、開示に関する形式的ないし手続的規定 (登記制度を含む) などの会社法規定の調整を目的とする³⁸⁾。第1号指令は、加盟国に対する通告後18か月以内に国内法化されなければならないが、1984年2月現在、ギリシャを除く加盟国が国内法化措置を完了している³⁹⁾。西ドイツは、1969年8月15日の法律によって、第1号指令を国内法化した⁴⁰⁾。

(2) 第2号指令

EC理事会第2号指令は、通常、資本保護指令 (Kapitalschutzrichtlinie) と呼ばれており、

1976年12月13日に採択された⁴¹⁾。第2号指令は、株式法上の資本保護の調整(Harmonisierung)を目的とする⁴²⁾。適用対象を株式会社に限定しており、株式会社の設立、資本の維持と変更などに関する会社法規定の調整について定めている。第2号指令は、加盟国に対する通告後2年以内に国内法化されなければならないが(第2号指令43条1項)、1983年秋現在、アイルランド、ルクセンブルク、デンマーク、西ドイツ、フランス、オランダおよびイギリスの合計7か国において国内法化措置が終了している⁴³⁾。西ドイツは、1978年12月13日の法律によって、第2号指令を国内法化した⁴⁴⁾。

(3) 第3号指令

EC理事会第3号指令は、通常、合併指令(Verschmelzungs- oder Fusionsrichtlinie)と呼ばれており、1978年10月9日に採択された⁴⁵⁾。第3号指令は、株式会社の合併に関する加盟国法規定の調整を目的とし、とりわけ、合併の際の少数者保護を改善しようとする⁴⁶⁾。第3号指令は、加盟国に対する通告後3年以内に国内法化されなければならないが(第3号指令32条1項)、1983年秋現在、デンマーク、西ドイツおよびオランダの三国で国内法化措置がとられた⁴⁷⁾。西ドイツは、1982年10月25日の法律によって、第3号指令を国内法化した⁴⁸⁾。

(4) 第4号指令

EC理事会第4号指令は、通常、貸借対照表指令(Bilanzrichtlinie)と呼ばれており、1978年7月25日に採択された⁴⁹⁾。第4号指令は、Iで述べたように、年度決算書および会社状況報告書の構成・内容ならびに財産の評価方法に関する加盟国法規定の調整を目的とする⁵⁰⁾。第4号指令の適用対象は、第1号指令と同様、資本会社である。第4号指令は、加盟国に対する通告後2年以内に国内法化されなければならない(第4号指令55条1項)。Iで述べたように、西ドイツは、1985年12月19日の法律(貸借対照表指令法)によって、第4号指令を国内法化した⁵¹⁾。

(5) 第6号指令

EC理事会第6号指令は、通常、分割指令(Spaltungsrichtlinie)と呼ばれており、1982年12月17日に採択された⁵²⁾。第6号指令は、株式会社の分割に関する加盟国法規定の調整を目的とする。第6号指令は、合併に関する第3号指令を補完する指令として理解されている⁵³⁾。加盟国が第6号指令の適用される会社分割を容認するならば、加盟国は、1986年1月1日より前に、第6号指令を国内法化しなければならない(第6号指令26条1項)。1985年末現在、西ドイツは、第6号指令を国内法化していない⁵⁴⁾。

(6) 第7号指令

EC理事会第7号指令は、通常、コンツェルン決算指令(Konzernabschlussrichtlinie)と呼ばれており、1983年6月13日に採択された⁵⁵⁾。第7号指令は、Iで述べたように、資本会社の連結決算ないしコンツェルン計算書に関する加盟国法規定の調整を目的とする⁵⁶⁾。加盟国は、1988年1月1日より前に、第7号指令を国内法化しなければならない(第7号指令49条1項)。Iで述べたように、西ドイツは、1985年12月19日の法律(貸借対照表指令法)によって、第7号指令を国内法化した⁵⁷⁾。

(7) 第8号指令

EC理事会第8号指令は、通常、決算検査役指令(Abschlussprüferrichtlinie)と呼ばれており、1984年4月10日に採択された⁵⁸⁾。第8号指令は、Iで述べたように、会社が法定の会

計監査を委嘱しうる者の資格要件に関する加盟国法規定の調整を目的とする⁵⁹⁾。加盟国は、1988年1月1日より前に、第8号指令を国内法化しなければならない(第8号指令30条1項)。Iで述べたように、西ドイツは、1985年12月19日の法律(貸借対照表指令法)によって、第8号指令を国内法化した⁶⁰⁾。

(8) 第5号指令案

EC理事会第5号指令案は、通常、構造指令(Strukturrichtlinie)と呼ばれているが、1985年末現在、まだ採択されていない⁶¹⁾。第5号指令案は、株式会社の構造ならびに機関の権限・義務に関する加盟国法規定の調整を目的とし、1972年10月9日、EC委員会より理事会に提出された⁶²⁾。理事会の諮問を受けたヨーロッパ議会(総会)は、1982年5月11日、EC委員会提案に対する修正提案を行った⁶³⁾。このような修正提案は、理事会を通さず、直接EC委員会に対してなされる⁶⁴⁾。これを受けて、EC委員会は、1983年8月19日、理事会に対して第5号指令案の修正提案を行った⁶⁵⁾(EEC条約149条2項参照)。

(9) 第9号指令案

EC理事会第9号指令案は、通常、Konzern指令(Konzernrichtlinie)と呼ばれているが、1985年末現在、まだ採択されていない⁶⁶⁾。第9号指令案は、株式会社の企業結合、特にKonzernに関する加盟国法規定の調整を目的とするが、1980年秋、EC委員会事務局は、第9号指令案を理事会に提出するための原案を、EC委員会に上程した⁶⁷⁾。1983年秋現在、第9号指令案は、EC委員会より理事会に提出されていない⁶⁸⁾。

(10) その他の指令案など

EC理事会第10号指令案は、株式会社の国境を越える合併に関する加盟国法規定の調整を目的とする⁶⁹⁾。EC理事会第11号指令案は、会社支店の公表(Offenlegung)に関する加盟国法規定の調整を目的とする⁷⁰⁾。第10号指令案と第11号指令案は、1985年末現在、まだ採択されていない⁷¹⁾。

これまで見てきた会社法調整作業のほかに、ECでは、加盟国証券取引法規定の調整作業が進められている⁷²⁾。一般のEC加盟国会社法規定の調整は、EEC条約54条3項(g)号を根拠とするが、EC加盟国証券取引法規定の調整は、EEC条約54条3項(g)号と同100条の両者を根拠とする⁷³⁾。EC理事会は、1979年3月5日、上場許可条件に関する加盟国法規定の調整を目的とする指令を採択し、1980年3月17日、上場目論見書に関する加盟国法規定の調整を目的とする指令を採択した⁷⁴⁾。EC委員会は、1980年、いわゆる発行目論見書に関する加盟国法規定の調整を目的とするEC理事会指令案を理事会に提出し、1982年7月19日、その修正提案を行った⁷⁵⁾。

注

- 1) 森本 滋『EC会社法の形成と展開』, 商事法務研究会, 1984年, 48-49頁。
- 2) 森本・前掲書49-50頁。
- 3) Karsten Schmidt, Gesellschaftsrecht (Köln u. a. : Carl Heymanns Verlag KG, 1986), S. 28.
- 4) 森本・前掲書51頁。
- 5) 本稿において、EEC条約の条文は、主として、Europa-Recht 7. Auflage, 1986 (Beck-Texte im dtv) 所収のドイツ語版, 横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集 1984年版』, 有斐閣, 1984年;

所収の邦訳および、森本・前掲書を参照した。単一欧州議定書（Single European Act）が、1987年7月1日から発効したが、未入手のため、参照できなかった。

- 6) 森本・前掲書29頁。
- 7) 共同市場は、12年の移行期間中に漸次設定されることになっているが、この移行期間は、各4年の3段階から成り立っている（EEC条約8条1項）。EEC条約は1958年1月1日に効力が発生したので、第1段階の終わりは、ふつう1961年末日である。
- 8) P. マテイセン（山手治之監訳）『EC法入門』、有斐閣、1982年、161-162頁参照。
- 9) 本章は、森本・前掲書32-42頁を参考にして、まとめたものである。
- 10) 森本・前掲書33頁参照。
- 11) 森本・前掲書33頁。
- 12) 森本・前掲書34頁参照。
- 13) 森本・前掲書34頁。本文でも紹介したように、本稿では、EEC条約（ドイツ語版）で用いられている Angleichung, koordinieren を、「調整」、「調整する」と訳した。一般に、これらのドイツ語の間に内容上の差異はない、と解されている（森本・前掲書53頁）。
- 14) 森本・前掲書34-35頁。
- 15) 森本・前掲書35頁。
- 16) 森本・前掲書35頁。
- 17) 森本・前掲書35頁。
- 18) 森本・前掲書35頁。
- 19) 森本・前掲書35頁。
- 20) 森本・前掲書35頁。
- 21) 森本・前掲書36頁。
- 22) 森本・前掲書36頁。
- 23) 森本・前掲書36頁。
- 24) 森本・前掲書37-38頁。
- 25) 森本・前掲書38頁。
- 26) 森本・前掲書38頁。
- 27) P. マテイセン・前掲書50頁参照。
- 28) 森本・前掲書40頁。
- 29) 森本・前掲書36頁。
- 30) 森本・前掲書40頁。
- 31) 森本・前掲書40頁。
- 32) 森本・前掲書40-41頁。
- 33) 森本・前掲書41頁。
- 34) 森本・前掲書41頁。
- 35) 森本・前掲書41頁。
- 36) 森本・前掲書41-42頁。
- 37) Schmidt, a. a. O., S. 28. Richtlinie 68/151/EWG vom 9. 3. 1968, in : ABl der EG Nr. L 65/8 vom 14. 3. 1968 (Schmidt, a. a. O., S. 28, 森本・前掲書55頁)。ヨーロッパ共同体官報につき、注41)参照。
- 38) 森本・前掲書44頁。
- 39) 森本・前掲書44頁。
- 40) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 41) Schmidt, a. a. O., S. 28. Second Council Directive of 13 December 1976 (77/91/EEC), in : OJ No L26, 31. 1. 1977, p. 1. ヨーロッパ共同体官報のドイツ語版（ABl der EG= Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften）を入手できていないので、本稿では、英語版（OJ= Official

Journal of the European Communities) を参照した。

- 42) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 43) 森本・前掲書47頁参照.
- 44) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 45) Schmidt, a. a. O., S. 28. Third Council Directive of 9 October 1978 (78/855/EEC), in : OJ No L295, 20.10.1978, p. 36.
- 46) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 47) 森本・前掲書47頁.
- 48) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 49) Schmidt, a. a. O., S. 28. Fourth Council Directive of 25 July 1978 (78/660/EEC), in : OJ No L222, 14. 8. 1978, p. 11.
- 50) 森本・前掲書48-49頁.
- 51) vgl. Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 52) Schmidt, a. a. O., S. 28. Sixth Council Directive of 17 December 1982 (82/891/EEC), in : OJ No L378, 31.12.1982, p. 47.
- 53) 森本・前掲書49頁.
- 54) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 55) Schmidt, a. a. O., S. 28. Seventh Council Directive of 13 June 1983 (83/349/EEC), in : OJ No L193, 18. 7. 1983, p. 1.
- 56) 森本・前掲書49-50頁.
- 57) vgl. Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 58) Schmidt, a. a. O., S. 28. Eighth Council Directive of 10 April 1984 (84/253/EEC), in : OJ No L126, 12. 5. 1984, p. 20.
- 59) 森本・前掲書51頁.
- 60) vgl. Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 61) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 62) 森本・前掲書50頁.
- 63) 森本・前掲書280頁参照.
- 64) 森本・前掲書38頁.
- 65) 森本・前掲書280頁参照. Schmidt, a. a. O., S. 28. Amended proposal for a Fifth Directive of 19 August 1983, in : OJ No C240, 9. 9. 1983, p. 2.
- 66) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 67) 森本・前掲書368-369頁.
- 68) 森本・前掲書269頁.
- 69) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 70) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 71) Schmidt, a. a. O., S. 28.
- 72) 森本・前掲書51頁.
- 73) 森本・前掲書33-34頁・51-52頁参照.
- 74) 森本・前掲書51-52頁.
- 75) 森本・前掲書52頁.